

論 文

「国民の家」の子どもたち

—— スウェーデン社会民主党単独政権時代の子どもをめぐる政策 ——

秋 朝 礼 恵*

1. はじめに

1-1. 国民の家 (Folkhemmet)

1920年代初頭、他の多くの国々と同様スウェーデンも不況に見舞われ、記録破りの失業者を抱えた。しかし同年代の後半には回復し、かつてみられなかったほどの経済的繁栄を謳歌した。スウェーデン社会の工業化と近代化が進展、流通・輸送・通信部門が急成長し、農業従事者数は減少した。1925年から29年までの間に工業生産高は約35%上昇している。このような社会の急激な変化や好調な経済を背景に、政治の舞台ではスウェーデン社会が目指すべき姿が議論されていた。「国民の家」は、1928年議会(第2院)の一般討論においてパール・アルビン・ハンソン (Per Albin Hansson) 社会民主労働者党党首(以下、「社会民主労働者党」を「社会民主党」と略)が示した、スウェーデンが目指す福祉国家像を象徴する概念である [AK 1928 Nr.3: 11]。ハンソンは、スウェーデン国家は「特権を与えられた者と軽んじられた者のいない、寵児と継子 (styvbarn) のいない良い家であるべき」とした。スウェーデンが、「平等、思いやり、協力、助け合いが行き渡っている」

国民の家になるためには、「特権を持つ者と軽んじられている者、優位にある者と従属的立場にいる者、富める者と貧しい者、持てる者と持たざる者、そして掠奪する者と搾取される者とを分かち社会的・経済的バリアを破壊する」必要があると主張した。

ところで、「国民の家」において「子ども (barn)」⁽¹⁾はどのように扱われているのだろうか。演説のなかの「medborgare」は「市民」である。市民、即ちスウェーデン社会の構成員という意味において論理的にはそこに子どもが含まれよう。それは「folk (国民, 市民)」についても同様である。しかし medborgare や folk を細分化するカテゴリーは演説中に示されていない。また、「styvbarn (継子)」については、ヒルドマン [Hirdman 1989: 88] や宮本 [1999: 69] が指摘するように、「スウェーデン労働運動のアジテーションのなかで労働者階級がしばしば不遇な継子 (styvbarn) に例えられた」ことから、「styvbarn」は「労働者階級」を指すと解釈するのが順当であろう。つまり、「国民の家」では労働者階級をはじめとする市民(国民)がその家に住む「子ども」と見なされており、未成年という意味での子どもを見出すのは困難であ

* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程1年

る。失業や低賃金にあえぎ、日々暮らしていくことで精一杯な労働者階級に安定した不安のない生活を保障することが、当時の優先課題であった。ならばいつ、「barn（子ども）」をめぐる環境のあり方が政治の舞台で活発に議論されるようになったのだろうか。

1-2. 本稿の研究対象

国民の家への道程は、第2次世界大戦によって一時閉ざされたが、1946年にハンソンの後を継いで首相となったターゲ・エランデル（Tage Erlander）の手により、今日みられる福祉社会のシステムが構築された。社会民主党は、1932年から76年まで44年間に及ぶ政権在任中に国民の家構想を具現化し、スウェーデンを福祉国家へと生まれ変わらせたのだが、なかでもこのエランデルからオロフ・パルメ（Olof Palme）に引き継がれる社会民主党単独政権時代（1957年10月31日～76年10月8日）は、「冷戦の陰の繁栄」（1946～59年）、「社会民主党の収穫期」（1960～75年）[Hadenius 1997: 98-120]と表現されるほど戦前からの福祉国家建設の投資が実りをもたらしたときであり、その成功ぶりから諸外国からの訪問者を数多く迎えた時代でもあった。

子どもをめぐる政策も、そのような国民の家建設の歩みとともに発展する。

児童福祉の歴史上最初の飛躍を記したのは、人口問題を発端として社会のあり方を多面的に問い直した1930年代であり、その後例えば母子保健制度が整備され、児童手当・母親手当等の経済的支援策が導入された。これらを後の時代の施策と対比させて言えば、「子どもの生命を守る」環境整備施策であり、当時はこの点にあ

らゆるリソースが集約された。しかし、現代的な視点つまり「自律社会⁽²⁾」との関係において、「国民の家」の将来の担い手である子どもをいかに「良い市民⁽³⁾」に育成するかとの視角から子どもをめぐる政策を再検討すると、社会民主党単独政権時代が非常に重要な意味をもってくる。

本稿は、この社会民主党単独政権時代における子どもをめぐる政策について研究するものである。なお「子どもをめぐる政策」を、「子どもの年齢や発達段階に応じて支援するとともにそのための環境を整備する政策」と定義する。また、生まれる前の段階の子ども、つまり胎児については本稿における議論の範疇には含まない。

1-3. なぜ、社会民主党単独政権時代か

連合のパートナーであった農民同盟と袂を分かった社会民主党は、1957年10月に単独政権を樹立した。そして、経済的繁栄によって拡大したパイと長期安定政権という好条件の下、スウェーデンの将来像を見据えた息の長い諸改革に取り組んだ。これは、エランデルの演説によっても裏付けられる。エランデルは1956年の社会民主党大会で、「雇用が確保され少しずつでも収入が増加すれば、市民はその日の食事や衣類のことのみならず、将来の生活設計や子の養育について考えることができるようになる」と述べている⁽⁴⁾。以前の党大会では、例えば、社会的階級による差別や貧困、市民の将来不安や失業不安への対応の必要性が謳われたが、56年の演説は、社会民主党の改革路線が未来志向に転換したことを示している。子どもをめぐる政策にも未来志向が反映され、政策の重点は「子

どもの生命を守る環境整備」から「よりよく子どもを育てる環境整備」に移された。

社会民主党単独政権にとって子どもをめぐる政策の最重要課題は、保育所等児童ケア政策と基礎学校（grundskolan. 後述）等学校教育政策であった⁶⁾。社会民主党政権は、同一の理念に基づいて両政策の改革を進め、子どもの成育環境として連続性のあるシステムを構築した。ひとつは、国民の家演説に表明されている「平等」の観点から、もう一つは良い市民を育成するという「市民育成」の観点から両政策の方向性と内容が形作られた。なお、社会民主党は、教育は社会の平等を実現するための重要なツールであると考へた。また、市民育成はすなわち市民「教育」でもある。よって、両政策における市民育成のための改革は、大きく「平等」を追求する政策のなかに包含されうるものである。

「市民育成」について補足すれば、保育所などの就学前学校から大学教育に至る学校教育改革のみならず、コミュニケーションによる成人教育（Komvux）が制度化され、国民図書館運動などが展開された。つまり、市民全体を包摂する積極的な教育・文化政策が実施されたのもこの社会民主党政権時代であり、学校教育改革はそのような広範な教育・文化政策の一部であることにも留意する必要がある。また、保育所・就学前学校から大学教育、成人教育へと相互に関連する諸改革の根底に存在するのは、「世代間の平等」の確保であることを付言しておきたい。

なお、本稿における「児童ケア政策」は、保育所等就学前学校活動や就学児を対象とするいわゆる学童保育所活動を指すが、スウェーデン政府は現在、教育政策のなかで児童ケア政策を扱っている。1996年に長年児童ケアを扱ってき

た社会省に代わって教育省が担当官庁となり、98年には児童ケアに関する規定が社会サービス法から学校法へ移されている。よって今や「児童ケア政策」という単独の政策カテゴリーは見当たらない。しかし本稿では、分析対象である社会民主党単独政権時代には「児童ケア政策」が存在していたことから、これを学校教育等教育政策とは別個の政策として扱う。また、本稿における「教育政策」は主として学校教育政策を意味する。「市民育成」の観点からは本来、成人に対する教育を含めた広範囲な教育サービスを対象とすべきであるが、ここでは子どもをめぐる政策を分析する関係上、学校教育特に義務教育課程を主たる考察の対象とする。

1-4. 本研究の狙い

そもそも児童ケア政策は、ひとり親家庭（とりわけ母親のみの家庭）や経済的に困窮した家庭の子どもを、働く母親に代わって世話をすることに始まり、その後、女性労働力率上昇という急速に膨れ上がった需要に押されて拡大発展した。つまり、児童ケアサービスは広範な福祉政策の一部であるとともに、労働市場政策や男女機会均等政策と密接な関係を持っている。一方、教育政策は、市民を啓蒙し基本的な知識を習得させることに端を発し、学校教育をその根幹に持つ。文化政策とは密接不可分の関係にある。

このように、児童ケア政策と教育政策とは、各々別のニーズや背景を発生根拠として発展してきたためであろうか、両者は別個に扱われ議論される傾向がある。我が国において、両政策を総合的に検討する先行研究については、例えば、保育学や児童発達学の視点から、子ども

の発達連続性に着目して幼保・小の連携について論じたものがある。しかし、このような試みは乏しいほか、子どもに関わる諸政策を総合的に扱う学会あるいは児童福祉に特化した学会もない。一方、教育学あるいは教育行政学においては、学校選択問題、教育の公共性や民営化などの新たな学校運営主体等がトレンドとなっている。

しかし、児童ケア政策と教育政策とは、もはや別個に議論できる政策分野ではない。労働市場政策を介して児童ケア政策と教育政策とは密接に関連しているし、もっと裾野を広げれば、あらゆる政策は経済政策を所与として（条件として）相互作用関係にあるともいえる。しかし何よりも子どもをめぐる政策、子どもの成育環境づくりの観点から両者は一体として議論されるべきものであり、それにより一貫性連続性のある、子どもにとって望ましい成育環境を設計することが可能となろう。

本稿ではまず「平等」の観点から、児童ケア政策と教育政策がどのように改革されたのかを見る。次いで「市民育成」の観点から、両政策がいかに統合され連動するシステムとして設計し直されたかを分析する。それは、一つには、ともに子どもをめぐる政策でありながら児童ケアと教育とが別個に扱われ議論されがちな傾向に対して疑問を呈するものであり、もう一つは「市民育成」の観点は「自律社会」との関係から重要と思われるからである。

1-5. 研究の手法

本論文では、社会民主党の政治や戦略に注目し、アウトプットとしての政策に至るまでの過程に重点を置く。その意味で研究の手法として

政治学的分析を採用している。政策が形成されるまでの意思決定過程を分析するに際して、次に掲げる基本資料は必須であり、スウェーデンの政治や行政を研究する際の基本的な資料である。まず、社会民主党大会議事録は、文字通り年1回開催される社会民主党大会における議事の記録であり、その時々的重要課題や党内世論や論戦の様相などを知ることができる。次に、議会内委員会による国家公的調査報告書（Statens Offentliga Utredningar, SOU）がある。政府提出法案か議員提出法案かに関わらず議会で処理される全ての案件は、委員会に付託されて調査研究がなされる。その結果を委員会報告書としてまとめたものが国家公的調査報告書である。報告書には、レミス（案件と利害関係を持つ各種団体からの意見上申）をはじめとして作業の全過程に関わる情報が集約されている。なお、委員会には常任委員会と重要問題について設置される特別委員会とがある [岡沢 1992: 115-123]。本研究で参考としたのは主として特別委員会による報告書である。本論文では社会民主党大会議事録及び国家公的調査報告書を主たる資料とし、国会議事録や実態を表す各種統計資料等も活用する。

2. 社会民主党単独政権時代の経済・社会・政治

2-1. 経済・社会環境

1950年代から60年代は経済成長率年平均3.5%を記録した。特に60年代前半は年平均5%のペースで成長し、のちに「黄金の60年代」と呼ばれる未曾有の経済発展を経験する。労働市場は需要超過となった。地方から都市部への人口流入はさらに勢いを増した。女性の労働力化

も進んだ。同時に外国からも労働力を調達せざるを得なかった。1961年から65年までに、フィンランド、ユーゴスラビア、ギリシアその他の国から約17万人の労働力移民がスウェーデンに流入している。[Hadenius 1997: 99]。

しかし1960年代の経済的繁栄は、73年のオイル・ショックによって完全に終止符を打たれることとなる。77年には数十年ぶりのマイナス成長を記録、工業生産高は75年から4年間続いて前年比マイナスとなり、労働者の実質賃金は遂に77年に前年比で減少、その後数年間にわたって市民は厳しい生活を余儀なくされている⁽⁶⁾。

また、1969年から70年初めにかけて労働者による山猫ストの波が押し寄せた。なかでもキルナにおける鉱山労働者のストライキは2か月近く続き、約5千人の労働者を巻き込んだ。労働者たちは厳しい生産性向上策、集権化、技術革新に対して強い不満を持っていた。不満の矛先は、自分たちの訴えに耳を傾けようとしない社会民主党にも向けられた [Hadenius 1997: 110-111]。

なお、50年代、60年代を通して世界各地で勃発した国際社会を揺るがす平和問題（ハンガリー危機、スエズ危機、コンゴ動乱、ベトナム戦争、プラハの春、アメリカのユーゴスラビア侵攻など）は、国内の不安感を募らせた。ベトナム戦争の勃発は市民をアメリカに対する抗議行動に駆り立て、一時期アメリカとの外交関係が困難に直面した。また、1968年5月パリで発生した青年による暴動は、フランス国内のみならずヨーロッパ内外に波及、ラディカリズムに影響を受けた一部の学生がストックホルムで大学を一時占拠するなど、国際社会の不穏なゆらぎは市民生活に影響を及ぼした。

2-2. 政治環境

(1) 社会民主党単独政権樹立と課題

1957年10月31日、社会民主党は約6年に及ぶ農民同盟（のち「中央党」に改名）との連合政権に終止符をうち、エランデルを首相とする単独政権を樹立した。76年10月にいわゆるブルジョア・ブロックによる三党連合政権（穏健統一党、国民党及び中央党）に政権を譲るまで、政治・経済・社会が大きく変動するなかで、さまざまな改革に着手した。

まず、農民同盟との連合政権時代から継続する課題があった。①核兵器問題…1954年から議論を始め、68年核拡散防止条約署名、翌69年国会で批准に至った。②コミュニオン⁽⁷⁾合併…1952年に始まり74年に目標を達成、コミュニオン数は2,500程度から278に。③一院制議会と新統治法…1954年憲法調査委員会は、63年に一院制等を提案する最終報告書を提出した。69年に新統治法と代表制について政党間の合意を得、一院制議会や国と地方の同日選挙などが段階的に実施された [Hadenius 1997: 105-108]。

そのほか、持続可能な「国民の家」社会の総仕上げといえるほどの多数の改革が実行された。住宅政策では、深刻な住宅不足を解消するため1965年に「ミリオン・プログラム」（向こう10年間毎年10万戸の住宅の建設）がスタートした。社会福祉政策では保育所等児童ケアサービスの拡充、教育政策では学校制度等が改革された。さらに、労働時間の短縮（1958年から段階的实施。週48時間労働から73年には週40時間に。）、最低4週間の有給休暇（65年）、父親・母親ともに取得できる親保険制度の創設（74年）などがある。また、のちに政府の重要な財源となる売上税（その後、付加価値税に転換）（59

年)や、夫婦個別所得申告・課税制度(71年)が導入されている。

さらに、子どもをめぐる法制度について追加すると、成人年齢、選挙権年齢、被選挙権年齢及び婚姻可能年齢が段階的に引き下げられたのもこの時代である。成人年齢は21歳(1721年)から20歳(1969年)、18歳(74年)に。選挙権年齢は21歳から20歳(1965年)へ、そして18歳(75年)に引き下げられ、同時に被選挙権年齢も75年から18歳とされた。婚姻可能年齢は1969年に18歳となり現在に至っている。

(2) ブロック政治の始まり

1962年国政選挙を前に、いわゆるブルジョア・ブロック(右党、国民党、中央党)が共闘の可能性を模索し始め、ここからスウェーデン政治史に「ブロック政治」という新しい展開が記されることとなる。さらに、ブルジョア・ブロック内でも中間政党(国民党、中央党)と保守政党(右党)との競合がみられるようになる。

社会民主党が結党75周年を祝った1964年、国民党内の自由教会派と絶対禁酒主義派が独立してキリスト教民主党を結成した。また、スターリン主義を指向する共産党は50年代半ばから市民の支持を得にくくなっていったことから、64年に党名を左共産党に改めるとともに、ソビエト連邦や他の東側諸国との関係を断とうとした。その一方で60年代、70年代を通じて、共産主義系の急進的な政治グループが小規模ながら結成されている。また、1968年国政選挙で得票率を2%ポイント弱下げて社会民主党に大敗した右党は、その党名が左派傾向が優勢な政治風土には不利であるとの理由から党名変更を踏み切り、「穏健統一党」を採用する。保守的なイメー

ジは希釈され、代わりに幅広いブルジョア連合と穏健を唱える人たちの支持を得ることに成功した[Hadenius 1997: 99-101]。

(3) 良好な選挙結果

1960年の国政選挙では、それまでやや低迷していた投票率が一挙に6%ポイント上昇して85.9%を記録、社会民主党は47.8%の支持を集めた。この得票率は1942年以来最高の水準で、これにより第2院では単独過半数の議席を獲得した。しかし何よりも特筆すべきは、30歳未満の若い有権者の58%から支持を得られたことであった。社会民主党は66年地方選挙を除き、概ね良好な結果を収めている。

3. 分析の視角—「平等」と「市民育成」

社会民主党にとっての「平等」と「市民育成」とは何か。党大会議事録や国家公的調査報告書などからそれらを探ってみたい。

3-1. 平等理念

(1) 「平等」の意味

階級やあらゆる不平等を排除し平等な社会を創り上げる闘いは、労働運動の長い歴史を顧みればそれはまさしく社会民主党結党以来の悲願であった。「平等」はスウェーデン福祉社会が建設される過程でよく掲げられたコンセプトである。そしてその「平等」の意味は、社会の変化や発展とともに広がりや深まりを見せている。

「平等」問題に新たな局面が開かれたのが60年代後半であった。1967年10月、選挙の前年の特別党大会で平等問題に議論が集中した。68年に党大会は平等政策を採択し、LO(労働組合全国組織)とともに平等問題に関するワーキング

グループを立ち上げた。アルヴァ・ミュルダールを議長とするワーキンググループは翌69年最初の報告書『平等 (Jämlikhet)』[SAP-LO:s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor 1969] を発表する。

報告書は、平等概念を①生活条件の平等と、②権力や影響力行使の平等に分けて説明している。①については、「全ての人は同等である (alla människor är likvärdiga)」原則は法の下での平等など形式的な権利だけでは確保されず⁽⁸⁾、目指すべきは「全ての人が、豊かで発展的な人生を送る権利を持つ (alla människor har samma rätt att få leva ett rikt och utvecklande liv)」社会⁽⁹⁾だとする。この目標は既に、第21回党大会 (1960年) の党綱領に明示されており、ワーキンググループはこれを継承したと考えられる。

さらに、生活条件の平等促進は、新たな人間関係やより良い生活環境を構築するための手段でもある。社会から階級や不安や抑圧が除去され、市民がそれらから自由になって初めて市民間の協力関係や仲間意識が芽生え、グループ間の競争や対立が減少する。つまり社会民主党が追求する「協働 (samverkan)」は、平等の上に成立する。また、効率の観点からも平等は重要であった。保守派は伝統的に「平等の推進は経済効率を損ない経済成長を低下させる」と批判するが、これに対して社会民主党は、それは誤った認識だとして、「恵まれた者のみが豊かな生活を送れるとしたら、むしろこのほうが不経済である。なぜなら、取り残された人々が経済効率や社会変革の障害となりうるから」である [SAP-LO:s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor 1969: 10-11] と主張した。

解釈に広がりをもつ平等概念に新しい要件をつけ、70年代の教育政策や社会政策に多大な影響を与えたのがアルヴァ・ミュルダールであった。ミュルダールは「補償を求める権利」概念を党大会において提示し、「大原則としての平等化は、『補償の権利』で補われなければならない。これは、何らかの理由によって、競争的な環境に適応する用意が十分でない人たちのための権利である。」と述べた。この概念は、最も必要度の高い者に優先的に資源を配分するなど、教育施策における優先度を考慮する際の指針となった [Baude et al. 1978: 47]。

(2) プロセスの平等か、結果の平等か

ここで注意しなければならないのは、社会民主党がプロセスの平等を求めていたのか、結果の平等を求めていたのかという点である。プロセスの平等とは、結果に至るまでの過程において、公正な手続きによって等しいチャンスを与えるとともに、その機会をあらゆる人々が利用できるよう支援し便宜を図ることを意味する。他方、結果の平等は文字どおり、それに至る過程は別として成果として現れた結果についての平等を全ての人に確保しようとするものである。

社会民主党が目指したのは究極的にはプロセスも結果も平等な社会であるが、それはいささか現実味に乏しい。そこで社会民主党が重視したのが、プロセスの平等である。この後分析する児童ケア改革や教育改革には、プロセスの平等を追究する姿勢が貫かれている。また、ミュルダールによる「補償の権利」もこの平等観を補強する概念といえよう。

3-2. 市民育成

持続可能な市民社会は「良い市民」の存在を前提とする。ならば、良い市民を育成し社会に供給するシステムは何か。それを問い、模索し、実験し、実現したのが社会民主党単独政権であった。

党綱領から、社会民主党が求める市民像と、それを育成する手段としての教育に対する考えが伺える。例えば1944年綱領に明記された教育に関する政治プログラムでは、「全ての教育活動の目的は、知識の教授のみならずデモクラティックな市民を養成することにある」とし、国民学校 (folkskola) に市民教育のベースとしての役割を期待する [Haste 1989: 416]。次ぐ1960年党綱領では「自由で自立的で創造的な人々」を育む社会を理想とし、自立の精神と安心に支えられた市民間の共同や協力関係を実現させたいとの決意を表明している。同年の政治プログラムでは、「全ての教育活動は、知識の教授のみならず、自立や人と協働できる力を養う。そしてデモクラシーの価値に則った生活展望をその活動の基礎に置く」べきこととし、基礎学校 (正確には当時まだ単一学校 (enhetsskolan) として試行段階にあった) を市民教育の場と位置付けた。さらに1975年党綱領では、より「積極的」な市民像が描かれる。多数の市民の関心が共通の問題の解決に寄せられるには、「洞察力があり、批判的かつ活動的な人々」の存在が必須である。社会民主党は社会のあらゆる領域にデモクラシーを浸透させようと考えていること、そして、市民自身が自分の将来についてより責任を持つことや、自由で自立的な人々による協力関係の構築を目標とする。当時は「職場における共同決定法」(1976年)の制定な

ど、デモクラシー概念が拡張されて社会のさまざまな領域に導入された時期であり、75年党綱領はそのような時代背景を伺わせている。

つまるところ、社会民主党の描く良き市民とは、デモクラシーの価値を体現した市民であった。そして、そのような市民育成の成否は教育政策如何によると考えられていた。教育大臣として首相として教育改革に携わってきたエランデルは、当時に回顧して次のように述べている。「読み書き計算といった基本的な知識の習得のみならず、他者との協同・協力や、批判的に思考することの重要性を学ぶことが必要である。批判的に思考するには知識が必要である。そして批判と分析とは収集された事実を基になされなければならない [Erlander and Lagercrantz 1982:84]」と。

4. 児童ケア政策と「平等」・「市民育成」

4-1. 児童ケア改革¹⁰⁾

(1) 就学前学校¹¹⁾の増設

戦後期を通じて児童ケアの拡充が図られてきたものの、60年代の好況による女性の労働力の速度には追いつかなかった。長時間子どもを預けることのできる保育所 (daghem) の増設が急務となった。しかし、ようやく受入れ枠が拡大し始めたのは、60年代も後半のことであった¹²⁾。このように、保育所の増設がニーズの高まりに反して期待されたペースで進まなかった背景には、1946年短時間児童ケア委員会が幼稚園の利点を挙げてその拡充を推進したこと [SOU 1951: 15]、幼稚園の増設のほうが安上がりであったこと、当時の女性労働力率は上昇基調にあったものの保育所増設を急務とするほど深刻な状況ではないと見なされたことなどによ

り、保育所よりも幼稚園の増設が優先されてきた。

(2) 1968年児童ケア調査委員会 (1968 års barnstugeutredning)

1968年に任命された児童ケア委員会は、多数の専門家の協力を得てその後数十年に渡り児童ケアの発展に多大な影響を及ぼすこととなる一連の報告書 (SOU 1972: 26及び SOU 1972: 27) を発表する。就学前学校はこの報告書の内容に則って改革された。

児童ケア委員会の最初の任務は、幼稚園と保育所における活動の調査研究であった。なかでも5、6歳児を対象とした活動に力を注いだのは、当時着々と進められていた学校教育改革との関連が背景にある。つまり、教育改革の目的は全ての子どもが等しく良い学校教育を受けられることにある。そこで就学前学校には、同じ条件で学校生活を始められるよう、子どもの調和のとれた精神的・知的・社会的成長を促す役割が要望された。この視点から、児童ケア委員会は、就学前学校を構成するあらゆる要素 (児童ケアの目的、組織、施設・設備、保育・教育内容、職員教育、障害を持つ子どもに対する措置、基礎学校低学年 (1～3年) との連携、コミュニケーションの責務、財政など) を検討し、提案した。このとき、保育所と幼稚園とはともに「就学前学校 (förskola)」として、就学前の子どもの成長を支援する役割を果たすこと、両者の違いは子どもの滞在時間のみ (保育所は1日5時間以上、幼稚園は1日3時間以下) であると整理された。同時に「幼稚園 (lekskola)」は名称が「短時間グループ (deltidsgrupp)」に改められたが、これは、保育所との違いが子どもの滞

在時間のみであり、保育所とともに同じ目的と機能を有することを明確化するものであった。

また、委員会は新しく、全ての6歳児が何らかの就学前学校活動に参加すべきことを提案した (「就学前学校の一般化」)。そして、将来的には全ての子どもに2年間の就学前学校を保障することも構想している。その他、①職員がデモクラシーの生きた手本として、日常的具体的経験を通して子どもに人と人との共同について理解させること、②ハンディキャップ¹³⁾を持つ子どもや移民のバックグラウンドを持つ子どもは、なるべく6歳前から就学前学校に入ることが望ましいこと、③子どもの就学を円滑にするため、就学前学校と基礎学校 (とりわけ低学年) との子どもに関する情報の共有、学習内容の見直し、教員や子どもの相互交流、教室や校庭の共同利用などが提案されている [SOU 1972: 27]。

4-2. 児童ケア改革と「平等」

『平等』に照らせば、児童ケアは「生活条件の平等」を図るツールであるといえる。それは、児童ケアなかでも保育所が、親の就労と密接な関わりをもって生まれ発展してきたためである。救貧事業として生まれた保育所 (barnkrubba) は、家計の事情で共働きであるとかひとり親家庭で母親が就労している家庭の子どもの預かる場であった。保育所がそのようなニーズに応える施設である限り、保育所の平等化機能と効果は限定される。社会の広範な平等よりはむしろ必要度の高い人の「補償の権利」の実現を可能とした。加えて1960年代後半に至るまでその必要性が叫ばれながらも本格的な増設には至らなかったこともあり、ニーズに応えるこ

とのできなかった保育所の平等化機能は更に限定された。むしろ、教育的要素を備えた幼稚園は、初期には比較的裕福な家庭の子どもの場であったが、その後市民の生活水準の向上と、政府が幼稚園を選好して拡充に力を入れたことからより広い層の子どもを受け入れるようになり、保育所とは別の「平等化」に貢献しうる可能性を持つに至った。保育所は親の就労を支援する点で子どもにとって間接的な平等を、幼稚園は育ちの場を提供することを通して子ども自身の平等を実現するという違いがある。ただし、あくまでこれらの「平等」は、保育所や幼稚園に在籍できた限られた子ども（あるいはその親）のなかでの平等を図る（あるいは「補償の権利」を保障する）ものである。1970年代初めには約30%相当の子どもがいずれの形態の就学前学校にも参加していなかった。基礎学校の平等化機能との対比では、児童ケアのそれには限界があった。むしろ、在籍できた子どもとそうでない子どもとの間に新たな不平等を生む可能性さえ孕んでいたといえよう。

しかしこのように伝統的な児童ケアの平等化機能にメスを入れ、新たな展開をもたらしたのが1968年児童ケア委員会であった。まず、保育所と幼稚園とをともに「就学前学校」として、子どもの成長・発達について同じ役割や責務を有するとしたことの意義は大きい。幼稚園と保育所の機能的統一が提案されたことで、保育所と幼稚園との間に存在する「社会階級に基づく住み分け」や、保育所に子どもを預けることに伴うスティグマを払拭する道筋が作られた¹⁴⁾。また、委員会提案による「就学前学校活動に関する法律 (Lag (1973: 1205) om förskoleverksamhet, 1975年7月施行)」は、全ての6歳児に対して無

料で1週当たり15時間あるいは年間525時間の就学前学校に通う権利を定めた。ここで就学前学校は、(少なくとも6歳児にとっては)義務教育前の子どもの環境条件を平等化するという積極的な役割を担うこととなった。

4-3. 児童ケア改革と「市民育成」

初期の保育所は、市民育成や教育とは全く無縁の託児サービスのみを提供した。アルヴァ・ミュルダールが強い懸念を示したように、その保育の質さえ決して十分とはいえなかった。また幼稚園はその初期から教育的目的を有していたものの、その設立主体により理念と実践は一樣ではなかった。そして比較的裕福な家庭の子どもが集ったことから、「市民」育成というよりむしろ「一定の社会階級」の育成に貢献したといえよう。

就学前学校に対する学習指導要領は1998年に初めて政令として定められた。しかし遡ること1945年に、行政庁による指針として、社会保健庁から学習指針 (RoAnr. 27: 1945) が発出されている。同指針は当時の保育所と幼稚園の双方を対象とし、「諸活動は民主的な社会による子育てにその基礎を置き、子どもの心、創造性、理解力そして健やかで自省的な態度を養うこと」を強調した。次いで1959年には発達心理学を理論的基礎に持つ新指針が出され、子どもの自立性と社会適応能力の成長支援に重点が置かれた。そして、68年児童ケア委員会の報告では過去の指針が目指したものに加え、学校生活への円滑な移行を念頭に、そのために必要な子どもの成長を促進することが重視されている。

就学前学校における学習的要素の強化は、基礎学校における平等促進が契機となっている。

さまざまな社会的経済的環境に育った子どもたちが皆ともに良好な学校生活のスタートをきり所定の課程を修了するには、入学前の準備が重要と認識されていたことは既に述べた。また、子どもの成長の支援はできる限り早い段階で始められることが望ましいと考えられており [SAP-LO:s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor 1969: 63], その意味では、就学前学校活動に関する法律に定める全児童受入れ対象年齢（6歳）が将来的に引き下げられ、より低年齢の子どもの育成を図る可能性を秘めていた。

なお、就学前学校における「学習」とは、何らかの知識を教え込む活動ではないということには既に明らかであろう。子どもたちは日常的な体験や環境から、スウェーデン社会が拠って立つ価値観や理念そして社会が要求する行動様式を学ぶのである。児童ケア委員会は子どもの①個人としての安定した成長、②コミュニケーション能力の発達、③概念や現実の事象を理解する力の発達を重視する。①と②は他者との協働の基礎となる。協働はとりわけエランデルが強調した理念の一つであった [Erlander 1954]。

5. 教育政策と「平等」・「市民育成」

5-1. 教育改革

(1) 教育改革—学校制度の整備

本格的な学校制度改革は、1940年代の終わりに始まった。1950年、全ての子どもに対して最低9年間の教育を保障すべきことが国会で決議され、当時並行して存在した3種類の学校（国民学校、リアル・スコラ (realskola), 女子学校 (flickskola)）は単一学校に統合された。1957年学校準備委員会（後述）は同学校の導入状況を評価し、それをベースとして義務教育の

あり方を研究した。同委員会による報告に基づき、72年までの10年間で全国に9年制の義務教育を整備することが1962年国会で決定した。学校の名称は「基礎学校」となった。基礎学校導入試験期間中の1963年、学校準備委員会と並行して研究を重ねていた1960年高等学校調査委員会が高等学校制度に関する一連の報告書を発表、これに基づき当時基礎学校修了後の課程として存在していた3つの形態（高等学校 (gymnasiet), 職業学校 (yrkesskola), 専門学校 (fackskola)）が1971年に統合され、高等学校 (gymnasieskola) が誕生した。次いで大学教育改革や成人教育の整備が進められるとともに、経済的要因が学業継続の障害とならないよう学生に対する経済的援助（手当支給、授業料無料）が改善されている。

エランデルが首相として指揮した1962年の基礎学校制度導入の国会決議を振り返り、「基礎学校制度の導入ほど、社会や市民に長く影響を与えつづけることのできる改革は、他には存在しなかった」 [Erlander and Lagercrantz 1982: 74-75] と述べたように、基礎学校の導入は、その他の学校制度に大きな影響を与えることとなる教育改革の要であった。1957年学校準備委員会の報告に基づく政府提出法案 (Prop 1962: 54) は635頁に及び、その他関連3提案¹⁵⁾ (計275頁) をあわせるといかに大がかりな改革であったかが伺えよう。

(2) 1957年学校準備委員会 (1957 års skolberedning) の意義

学校準備委員会は、4年間の調査研究の末、7冊の報告書を発表する。なかでも『基礎学校 (Grundskolan)』 (SOU 1961: 30) は881頁に及ぶ

超大作で、基礎学校の目的、学習指導内容、学校課業など主要課題が集約されている。例えば、①基礎学校の目的と任務…生徒は学校活動の中心に置かれること、学校は社会から隔絶した存在ではなく地域社会と統合すること⁽⁶⁾。生徒の人格的社会的成長を助けるとともに、文学、芸術、音楽など文化的な活動に親しむ態度を養うことは市民教育の点からも重要である。②学校課業では、生徒自身の積極的な学習参加、個々の生徒の習熟度に応じた学習指導、他者との間の共同意識や協力などを重視。個人活動とグループ活動とがバランスよく配分されることなどが提案されている[SOU 1961:30]。なお、「平等」の観点との関係では、分科問題(differentieringsfrågan)について言及する必要がある。

(3) 分科問題

歴史的にみるとこの問題は既に「学校」が発生したときに始まっている。複数種類の学校があった初期には、学校の種により区分された。その後数次の教育改革を経て各種の学校が教育段階ごとに統合された後は、学校内での科目選択やコース選択という形での分科に移行する。

早かれ遅かれいずれは子どもの関心や能力に応じて学習内容を選択することについて、政党間に異論はなかった。問題は、どの時点でどのような分科をするかであり、これが争点となった。57年学校準備委員会は、「第7・8学年では共通科目の他に選択科目を設け、9学年はコース別編成とする」ことを提案したが、これは、基礎学校では分科を認めない社会民主党と、第7学年からのコース別編成を主張する国民党と右党との間の妥協の産物であった。ただ

し、その後、右党は教育問題の論客を欠き、新たなリーダーシップも不在であったことなどから分科問題を巡る党内意見をまとめることができず、教育問題に関して右党は次第に勢力を弱めていく。1962年学習指導要領では、第7・8学年の科目・科目群選択や、第9学年の選択コースごとに学習の指針が定められたが、その後第9学年のコース別編成を廃止し代わりに科目・科目群選択制を導入、1969年に新学習指導要領を発表した。

5-2. 教育改革と「平等」

『平等』が高らかに宣言しているように、教育政策は社会民主党にとって、社会の亀裂をなくし平等社会を実現するための最重要手段の一つであった⁽⁷⁾。教育は、個人の生活水準を相当程度決定づける。教育は職業選択ひいては社会的経済的地位や職場における地位まで規定しかねない。また、教育には人間間や集団間の関係にも大きく作用し、共通の判断基準を醸成し発展させる効果がある。そして、社会変化や社会問題に対する市民の関心を高め、現状を問い改革しようとする気運を高める。つまり、教育は市民個人の生活を良くするだけでなく、社会を改善するための重要なツールであると社会民主党は考えた。そのための最初のステップが義務教育制度の整備であった。

児童ケア政策との比較で言えば、教育政策に関しては政党間で合意を得ることはそう困難ではなかった。敢えて挙げれば、単一の学校制度を生み出すまでが大きな試練であった。スウェーデンには長らく並行する2本の学校制度があった。主としてブルーカラー労働者や農業従事者の家庭の子どもが通う国民学校と、医

者、教師、エンジニア、企業のリーダーといった社会のいわば上層階層を養成するための理論系学校 (lärodomsskola) があった。エランデルがわずか1年余 (1945年7月31日～46年10月11日) の教育大臣⁸⁸時代を回顧して述べるように、教育現場は「階級社会のミニチュア版」で、「それぞれの学校が社会階級の再生産をしているような」[Erlander 1973: 233] 状況であった。学校制度の統合に際して国民学校と理論系学校とはそれぞれの利益を主張して激しく対立した。両者の間には、学校の「格」即ち社会でのステータスを巡る深い溝が横たわっていた。しかし、一旦、単一の学校制度導入が決定された後は基本的な事項について目立った対立は見られなかった。野党の反論は、各論における技術的あるいは細部に関する主張であることが多かった。

平等の観点からは、分科問題への対応ぶりと、学校課業 (skolans inre arbete) 改革が目目される。社会民主党の分科問題に反対する根拠は、「平等」だった。右党 (後の穏健統一党) や国民党の抵抗に遭い一旦は妥協の道を選択しながらも、平等を追求する姿勢を崩すことなく、69年には基礎学校における分科問題を自らの理想状態に引き戻し、コース別編成を廃止した。右党 (国民党も支持) が第7学年からのコース別編成を主張したのは、基礎学校の導入によって廃止された理論系学校を基礎学校のなかに再現しようとしていたからであった。社会民主党は新たな階級を生み出しかねない右党の主張を受け入れることはできなかった。

学校課業改革は、学業の達成度や進学の程度の差は家庭環境の違いによって生じるとの分析に端を発する。基礎学校にはさまざまな家庭環

境から子どもが集まる。平等の観点から学校教育のリソースを平等に、かつ、最も必要としている人に対しては重点的に分配することで、社会的要因が子どもの教育機会に及ぼす影響を可能な限り排除しようとした。

5-3. 教育改革と「市民育成」

学校教育がそもそも市民育成の目的をもちそのための機能を有することは論じるまでもなからう。ここでは、基礎学校における学習の意味や内容に絞って評価する。

基礎学校課程において重要な点は、子どもの社会的成長と、学びに対する肯定的積極的な態度を養うことである。そして、学校活動の中心に子どもが置かれ、子どもが個人として尊重されるという前提の下、個性の異なる子どもがそれぞれのペースで学び成長できる環境を提供することが重要である。そのためにも、個人ベースの学習活動はグループ活動との均衡を考慮しつつ実施されなければならない。

子どもの社会的成長とは、「個々の子どもが現代社会において生活するのに必要かつ十分な成長」[SOU 1961: 30] を意味する。具体的には「生徒が他の人と協力することを学ぶ」ことであり、逆にいえば「他の人とともに生活し機能することがいかに難しいことを学ぶ」ことでもある。そのような社会的成長の基盤には、子どもの個人としての成長が確保される必要がある。それゆえ学校は、子どもの自立と自己実現を支援する任務を負う。また、現代社会が絶え間ない変化を遂げていることに関連して「客観的かつ自立的であること、一方的な外的刺激に対して批判的でありかつそれに抵抗できる力をもつこと、互いに議論して互いの立場を明確に

できる」能力を養うことも重要な任務の一つとされた。子どもの社会的成長は子ども個人に留まらない。学校の社会的教育の成果は、人間関係、学校や家庭や職場などの団体生活のみならず、コミュニケーション、国ひいては世界に広がる。子どもの社会的成長はその者個人の社会生活を支えるのみならず、個人の総体としての社会を機能させるために必要とされているのである。つまり、基礎学校制度は、将来の市民を養成する最初の「育成機関」であり、スウェーデン社会が求める「良い市民」になるための基礎的かつ全般的な訓練の場でもある。

学習との関連でいえば、基礎学校は子どもたち全員にとって魅力的な学習の場でなければならない。その後の人生における学習機会や教育との関係では、基礎学校段階で学ぶことに対してポジティブで積極的な態度を養うことが重要となる。なぜなら、教育がその者の生活水準の向上や社会の平等化を促進するのみならず、「学ぶ」という積極的な態度はデモクラシーをベースとする市民社会を持続発展させるためには不可欠の要素であるからである。ゆえに、基礎学校が、子どもがそれぞれのペースで学習することを可能する個人ベースの学習活動を導入したことの意義は大きい。基礎学校教育は「学ぶ」ことを「学ぶ」場であり、生涯にわたって学び続けるいわゆる生涯学習の礎である。

なお、57年学校準備委員会の提案による1962年学校法 (Skollag (1962: 319)) は、一般的な市民教育や高等教育までを網羅した初めての教育立法であった。政府は全市民共通の教育システムを確立するという明確なメッセージをこの法に託したといえよう。そこには、絶えることなく「良い市民」を社会に供給するシステムとし

ての教育が期待されている。

6. むすび

ルーツを異にする児童ケア政策と教育政策とは、社会民主党単独政権の下で密接な連関を持つに至った。社会民主党は、「平等」を追求することによってその裾野を広げ、「市民育成」の観点から両政策の統合を図った。その後の両政策の変遷を追うと、単独政権時代の構想が1990年代において十分に開花したことが分かる。全ての6歳児を受け入れる就学前学校クラスが創設された。児童ケア政策が教育省の所管となり教育政策の一部として再構成された。そして、就学前学校が年間525時間、全ての4歳児と5歳児を受け入れる体制を整えた。単独政権は、将来の社会を見据えて、長期的に有効な改革の青写真を描いたと評価できよう。振り返るに、当時のエランデル首相のリーダーシップはやはり偉大であった。とりわけ教育改革に対する執念にも似た情熱が社会民主党や議会を動かした。経済的にも政治的にも恵まれた環境のなかで好機を逃さず妥協と対話を重ねて着々と改革を進めた社会民主党単独政権は、自立した個人からなる平等社会の実現を目指し、「子ども」という財産への長期的な投資環境を創り上げたのであった。

[投稿受理日2005. 9. 30/掲載決定日2005. 11. 24]

注

- (1) 本稿における「子ども」は未成年の者を指す。スウェーデンの成人年齢は18歳。
- (2) 「自立を基礎に、市民が人生のさまざまな時点で自らの責任において自己決定を積み重ねていくことが要求されかつそれが可能である社会」を「自律社会」の定義とする。

- (3) 本稿における「良い市民」とは、デモクラシーの価値を体現した市民と定義する。そして「市民」とは、選挙権・被選挙権を持つ完全な市民権を与えられた者とする。スウェーデンでは成人年齢(18歳)で選挙権及び被選挙権を得るため、この場合「市民」と「成人」とは同義となる。
- (4) *Protokoll/ Sveriges socialdemokratiska arbetarepartis 20:e kongress i Stockholm 1956, s.269.*
- (5) なお、この時代に成人年齢、選挙権年齢、被選挙権年齢及び婚姻可能年齢が引き下げられてともに18歳となった。子ども(未成年者)をめぐる権利関係のあり方が問い直され、整備されたことにも留意する必要がある。
- (6) http://www.scb.se/templates/standard_11824_9.asp (Statistiska centralbyrån. Sep.2005)
- (7) 本稿における「コミューン」は「基礎コミューン (primärkommun)」を指し、市民の生活に密接な事項(教育、高齢者ケア、児童ケアなど)を扱う。なお、本稿における「地方自治体」は基礎コミューンと、ランスティングと呼ばれる「県コミューン (landsting)」との総称として用いている。
- (8) 社会民主党の平等概念は、社会の発展と共に広がり深まり新たな様相をみせている。例えば、1960年の党大会で採択された党綱領によれば、「法の下で同様に扱われること (likhet inför lagen)」は、社会に不可欠の要素であるとされ、社会民主党の目標の一つであった。また、平等 (jämlighet) を実現するには、全ての人が同等で、同じチャンスを与えられることが必要であると考えられた。この「同じチャンス」とは、社会民主党によれば、自分の個性や能力に応じて自らを成長させることのできる権利であり可能性のことである。[Misgeld(red.). 2001: 56-57]
- (9) 「全ての人が豊かで発展的な人生を送る権利をもつ」ための平等実現を補足するのが、自らの進路や将来を自分で決定する「選択の自由 valfrihet」の保障である。ここには、エランデルが当時掲げた「人々にそのもてる素質と条件を最大限に活用しながら各々の人生を形づくる可能性を提供すること」[宮本 1999: 151-152] という新しい時代の社会民主主義の目的が反映されている。つまり、市民の自由な人生設計を可能とするための条件整備と障壁(バリアー)の除去が社会の責務であるという思想であり、ここには経済的社会的不平等から解放された自由で自律的で積極的な市民像が伺える。
- (10) 「児童ケア」とは、就学前学校活動と学童ケアからなる。前者は就学前学校、家庭保育所、公開保育所で、後者は、学童保育所、家庭保育所、公開余暇活動で実施されている。本稿は、就学前学校活動のうちの就学前学校(かつての保育所及び幼稚園または短時間グループ)を中心に検討する。
- (11) 児童ケアに関する規定が社会サービス法から学校法に移され(1998年1月施行)た後の改正で daghem (保育所) と deltidsgrupp (短時間グループ) の名称は廃止され、ともに「就学前学校 förskola」と称することとなった(1998年8月施行)。なお、後述するように両者を包含する「統一概念」としての förskola は既に1975年から存在している。なお、保育所等の名称はしばしば改正されている。本稿においては、社会民主党単独政権時代についての既述をする場合には、その時代に応じて適宜 daghem (またその訳語としての「保育所」)、leksskola (または「幼稚園」)、deltidsgrupp (または「短時間グループ」) を用いる。また、これら全体を指す場合には現在の名称「就学前学校 förskola」を採用する。
- (12) 保育所の定員は10,000人(1955年)、10,300(60年)、11,900(65年)、13,400(66年)、19,200(68年)、29,200(70年)と推移、1960年代後半から増加している。一方、幼稚園の在籍児童数は、27,800人(1955年)、38,400(60年)、52,100(65年)、56,400(66年)、62,800(68年)、71,900(70年)と変化(なお、1955年から60年までは各年12月31日時点、65年から67年は6月30日時点、68年以降は4月1日時点の数値)。
- (13) 「ハンディキャップ」の概念については、同報告書 SOU 1972: 27 (ss. 270-273) で議論されている。多様な「ハンディキャップ」概念定義のうち、ハンディキャップ調査委員会の定義を採用。「ハンディキャップ」は、重荷(負荷)、より厳しい条件、障害物と同じ意味をもつとする。これは基礎学校や高等学校の学習指導要領に導入されている。
- (14) 児童ケア委員会の提案に先立ち、1962年家庭調査委員会が家庭政策の観点から、保育所と幼稚園

- とは家庭と協力しながら子どものよりよい成長のために保育面学習面ともに充実させるべき役割を負っていること、両者の相違は子どもの滞在時間だけであることなどを報告した。(SOU 1967: 8)
- (15) その他の3提案とは、「学校改革のための準備措置 (prop 1962: 61)」, 「教員養成教育に関する問題 (prop 1962: 106)」及び「学校法案 (prop 1962: 136)」。
- (16) 地域社会との統合や地方分権の観点からは、1972年に設置された「学校、国、地方自治体に関する調査委員会」による調査研究及び報告書が注目される。学校に関する事項について、地方自治体（特にコミューン）により多くの決定権を委譲することが提案された。
- (17) 教育を平等問題解決の糸口とする認識はそれ以前に既に表明されている。例えば1944年党大会で採択された党綱領に、「経済的な不平等は、教育や養育の不平等を意味する。」「社会政策、教育政策、租税政策における法整備は、市民の経済的社会的文化的条件を平等化するための最初のステップである」と記されている。
- (18) 当時は、*ecklesiastikminister* と呼ばれた。「*ecklesiastik*」とは「教会に関する事項を司る」という意の古い言葉。1842年の6年制国民学校制度導入時は *socken* (後の *församling*。教区) が学校設置単位となり、初期には牧師が教師役を務め教会の一部が学習の場に充てられた。そのような背景を持つ「*ecklesiastikminister*」に代わって現在の名称「*Utbildningsminister* (教育大臣)」が用いられ始めたのは、社会民主党単独政権中の1967年9月29日、オロフ・パルメが同大臣ポストに就任したときであった。

参考文献

- AK (スウェーデン第2院議事録) 1928.nr.3
- Baude, Annika et al. 1978. *Från fattigdom till välfärd*. LiberFörlag
- Erlander, Tage. 1954. *Människor i samverkan*. Tidens Förlag Stockholm
- . 1973. *Tage Erlander 1940-1949*. Tidens Förlag Stockholm
- Erlander, Tage and Arvid Lagercrantz. 1982. *Tage Erlander 1960-talet — samtal med Arvid Lagercrantz*.

- Tidens Förlag Stockholm
- Hadenius, Stig. 1997. *Swedish Politics During the 20th century — Conflict and Consensus*. 4th edition. (Trans. Victor J. Kayfets). Svenska Institutet (岡沢憲美監訳 (2000)『スウェーデン現代政治史—対立とコンセンサスの20世紀』早稲田大学出版部)
- Haste, Hans. 1989. *Det första seklet: del2*. Tidens Förlag Stockholm
- Hirdman, Yvonne. 1989. *Att lägga livet tillrätta — studier i svensk folkhemspolitik*. Carlssons
- Misgeld, Klaus(red.). 2001. *Socialdemokraternas program 1897 till 1990*. Arbetarrörelsens arkiv och bibliotek
- Protokoll. 1956/Sveriges socialdemokratiska Arbetarepartiet 20:e kongress i Stockholm. 1956
- SAP-LO:s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor. 1969. *Jämlikhet- första rapport från SAP-LO:s arbetsgrupp för jämlikhetsfrågor*. Socialdemokraterna
- SOU 1951: 15 Daghem och förskolor
- SOU 1961: 30 Grundskolan
- SOU 1967: 8 Barnstugor, barnavårdsmannaskap, barnolycksfall
- SOU 1972: 26 Förskolan Del 1
- SOU 1972: 27 Förskolan Del 2
- Statistiska centralbyrån. 2005. *Historisk Statistik in* [http://www.ecs.se/templates/standard_118249.asp\(sep.2005\)](http://www.ecs.se/templates/standard_118249.asp(sep.2005))
- 岡沢憲美, 1992, 『スウェーデン現代政治』東京大学出版会
- 宮本太郎, 1999, 『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社